

認 可 書

大石 武光 殿
平成14年11月27日付けで申請のあった一般乗用旅客自動車運送事業（一人一車制個人タクシー）の運賃及び料金の変更は、下記のとおり認可する。
なお、本認可の効力は、平成15年2月7日から生じるものとする。

記

現に認可を受けている運賃及び料金のうち、

I 運賃及び料金

3. 料金の(1)迎車回送料金、及び、(2)無線車待料金を廃止する。

III 適用方

2. 距離制運賃を次のとおり変更する。

- (1) 運賃及び料金の算出は、運賃メーター器による。
(2) 運賃メーター器は、次の機能を有するものでなければならない。

高速道路走行専用距離積算機能

高速自動車国道又は自動車専用道路の区間を走行する場合に、時間距離併用制メーターの積算が停止し、距離制メーター（時間停止）のみが積算される機能を有するもの

- (3) 距離制運賃は、実車キロにより計算する。
(4) 時間距離併用制運賃は、走行時速10キロメートル以下となった場合及び旅客の都合により車両を待機させる場合に適用する。ただし、高速自動車国道又は自動車専用道路の区間（旅客の都合により車両を待機させる場合を除く。）は適用しない。
(5) 割増は、距離短縮方式とする。

付 則

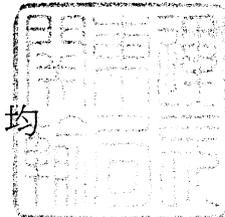
実施日は、本認可の効力発生日以降、新運賃メーター器等を車両に装着した日とする。

新運賃メーター器等の装着期限は、本認可の効力発生日から、30日後とする。

なお、本認可の効力発生日以降、新運賃メーター等を装着するまでの間は、本認可日現在の運賃を適用する。

平成15年1月30日

関 東 運 輸 局 長 淡 路 均

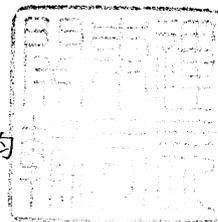




関自旅二第1201号の2
平成15年1月30日

日個連東京都営業協同組合
理事長 大原 昭 八 殿

関東運輸局長 淡 路 均



一般乗用旅客自動車運送事業（一人一車制個人タクシー）の運賃及び
料金の変更に伴う実施通達について

特別区・武三地区を適用地域とする事業者から申請のあった、迎車回送料金及び無線車待料金の廃止に際してのメーター器の対応については、利用者利便の確保の観点から、迎車時のメーター表示は「0表示」とし、車外向けの表示装置は運賃メーター器と連動して迎車の表示が作動する構造に変更することを基本とする。

しかし、本申請については利用者に新たな負担を求めるものではなく、また、貴組合において万全の対策を講じる旨の意向が示されたことを踏まえ、暫定的に下記の措置によることとしたので、傘下事業者団体及び事業者に周知徹底を図られたい。

なお、財団法人東京タクシーセンターに対して、別添のとおり指導方要請したので了解されたい。

記

1. 新運賃・料金の実施方法について

- (1) 次回の運賃変更時に運賃メーター器を交換するまでの間、迎車回送料金の機能が外部から容易に操作できないように対処することにより、現行運賃メーター器を引き続き使用できるものとするが、遅くとも次回の運賃変更時においては、必ず、「0表示」運賃メーター器を装着すること。
- (2) その他、現在実施されている制度の運用上の注意については、従来と同様に行うこと。

2. トラブル防止のための指導等について

- (1) 運送の引き受けの拒絶等の違法行為や客引き、呼び込み、客選び等、不適正営業に繋がりやすい偽装待機については、輸送秩序を乱すことになるため、繁華街周辺等の需要の旺盛な地区について、当分の間、街頭指導の強化をはじめ徹底的な是正措置を講ずること。
- (2) 個人タクシー事業者としての基本的な接遇等に関する苦情を根絶するため、事業者研修の充実強化を図るとともに、一層の輸送サービスの向上に万全を期すること。

3. 利用者に対する周知について

- (1) 利用者に対し、迎車料金徴収の有無等について車内掲示等により周知徹底を図ること。
- (2) 無線配車にあたっては、廃止認可を受けていない者も混在しているため、利用者に対する事前周知に万全を期すること。

4. 表示等について

- (1) 迎車回送にあたっては、車内表示装置の改造、「迎車」板の掲出等により迎車回送中である旨の表示を確実にを行うこと。
なお、「迎車」板の掲出は、旅客の運送申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合のみに限ることとし、取り扱いには万全を期すること。
- (2) 夜間において迎車回送する場合には、車外表示装置の「表示灯」は確実に消灯すること。
- (3) 「迎車」板の備え付けや運賃メーター器の措置状況等について、定期的な確認体制を確立すること。

関自旅二第1201号の3
平成15年1月30日

大石 武光 殿

関東運輸局長 淡 路



一般乗用旅客自動車運送事業（一人一車制個人タクシー）の運賃及び
料金の変更に伴う実施通達について

平成14年11月27日付けで申請のあった、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更については、本日付けで認可したが、メーター器の対応については利用者利便の確保の観点から、迎車時のメーター表示は「0表示」とし、車外向けの表示装置は運賃メーター器と連動して迎車の表示が作動する構造に変更することを基本とする。

しかし、本申請については利用者に新たな負担を求めるものではなく、また、事業者団体等において万全の対策を講じる旨の意向が示されたことを踏まえ、暫定的に下記の措置によることとしたので了知されたい。

記

1. 新運賃・料金の実施方法について

- (1) 次回の運賃変更時に運賃メーター器を交換するまでの間、迎車回送料金の機能が外部から容易に操作できないように対処することにより、現行運賃メーター器を引き続き使用できるものとするが、遅くとも次回の運賃変更時においては、必ず、「0表示」運賃メーター器を装着すること。
- (2) その他、現在実施されている制度の運用上の注意については、従来と同様に行うこと。

2. 車外表示について

- (1) 迎車回送にあたっては、車内表示装置の改造、「迎車」板の掲出等により迎車回送中である旨の表示を確実にを行うこと。
なお、「迎車」板の掲出は、旅客の運送申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合のみに限ることとし、取り扱いには万全を期すること。
- (2) 夜間において迎車回送する場合には、車外表示装置の「表示灯」は確実に消灯すること。



関自旅二第1201号の6
平成15年1月30日

財団法人 東京タクシーセンター
会長 稲葉 興作 殿

関東運輸局長 淡路 均



(東京都特別区・武三地区・タクシー)

一般乗用旅客自動車運送事業（一人一車制個人タクシー）の運賃及び
料金変更認可申請処分について

大石武光 他1,745者

上記の者から申請のあった標記について、別紙のとおり認可したのでお知らせします。
なお、本運賃の実施に際しては乗り場等において、利用者に混乱が生じないよう適切な指導方お願い致します。

添付書類

1. 認可書（写）
2. 都営協及び事業者あて実施通達（写）